

◆災害に便乗した悪質な訪問販売に

ご注意ください。

【相談事例】

「地震があったので、地域の家を見て回っている。家の様子を見せてほしい」と言って家に入り、屋根の損傷を指摘された。突然の訪問に気が動転して、言われるがまま修繕工事の契約をしたが、よく考えると高額であり契約したことを悔やんでいる。

工事はその日のうちに終了し、修繕費用は20万円以上でその一部を支払っている。契約書面はもらっていない。

今後どのように対処すればよいか。

(契約者：70歳代女性)

不要な工事は、

きっぱり断りましょう！



【アドバイス】

訪問販売であるので、契約書面が交付された日から8日間はクーリング・オフが可能であり、たとえ工事が終わっていても、全額返金を受けることができます。なお、この事例では、契約書面が交付されていないため、工事されてから日が過ぎていてもクーリング・オフを主張することができます。

大規模な災害が発生した際には、消費者の不安な気持ちを煽ったり、被災者を支援したいという気持ちに付け込んで金銭を支払わせる等の相談が多数寄せられる傾向があります。災害に便乗した勧誘には十分注意してください。

不審なことがあれば、一人で悩まず、すぐに、大阪市消費者センターや最寄りの警察署に相談してください。

◆大阪市消費者センター(相談は大阪市内にお住まいの方に限ります)

●消費生活相談専用電話：6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188（イヤヤ!）」でも繋がります

大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く



消費生活相談窓口



メインキャラクター
エルちゃん